

農作物栽培高度化施設設置に関する事務処理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条及び同法第44条に規定する事項について、次のとおり取り扱うものとする。

(定 義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、下記のとおりとする。

(1) 農作物栽培高度化施設（以下「施設」という。）

農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号。以下「規則」という。）

第88条の3に定める要件の全てに該当する施設をいう。

(2) 農地

法第2条に定めるところによる。

(届 出)

第3条 施設を設置しようとする者は、法第43条第1項の規定による届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、千葉市農業委員会に提出しなければならない。

(1) 届出者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し

(2) 施設を設置しようとする土地の登記事項証明書

(3) 施設の位置及び施設内部の配置状況、規則第88条の3第4号に掲げる標識の位置を示す図面

(4) 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼすおそれがないものとして、施設が次の基準の全て適合することがわかる図面

ア 施設を設置する土地の地盤面から棟の高さが8メートル以内、かつ、軒の高さが6メートル以内であること。

イ 1階建てであること。

ウ 施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において、周辺の農地に概ね2時間以上日影を生じさせないものであること。

(5) 営農に関する計画（様式第2号）

(6) 施設から生じる排水を河川又は用排水路に放流する場合、当該河川又は用排水路の管理者からの同意がわかる書面

- (7) 農地の所有者以外の者が施設を設置しようとする場合、当該農地の所有者からの同意がわかる書面（様式第3号）
- (8) 施設の設置について、行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする場合には当該行政庁の許認可等を受けていること又は受ける見込みがあることがわかる書面
- (9) 施設の設置により周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生じることがある場合は、当該支障が生じないことを証する書類

（農業委員会の処理）

第4条 農業委員会は、前条の届出があった場合には、次により処理するものとする。

- (1) 届出の記載事項及び添付書類について、法、規則及び「農地法第43条及び第44条の運用について」（平成30年11月20日30経営第1796号。以下「運用」という。）を基に確認し不備等があるときは、届出者にこれを補正又は追完させる。
- (2) 確認の結果、その届出の受理又は不受理を決定する。
- (4) 届出を受理するときは、遅滞なく、受理通知書（様式第4号）を、届出者に交付し、届出を受理しないときは、不受理通知書（様式第5号）を届出者に通知する。

（勸告）

第5条 農業委員会は法、規則及び運用を基に施設が適正に利用されているかを確認し、次のいずれかに該当する場合には、施設が設置された農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、様式第6号により、施設において農作物を行うべきことを勧告する。

- (1) 届出に添付された営農計画書上、農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合で、その後に農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね1か月以内ではない場合
- (2) 農作物の栽培が行われていない理由が、天候や市況を踏まえ栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね1か月以内に施設での栽培を行う旨の意向が表明されている場合で、その時期に再度農業委員会が調査した際に農作物の栽培が行われていないことを確認した場合

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

様式第 1 号

農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出書
(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

年 月 日

千葉県農業委員会会長 殿

届出者住所
氏名

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいのので、農地法第 43 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積	土地所有者 氏名・住所
			登記	現況		耕作者 氏名・住所
					m ²	
					m ²	
					m ²	
面積計		m ² (田 m ² 畑 m ²)				
2 施設の面積等	施設の面積	m ²				
	施設の棟高	m				
	施設の軒高	m				
	周辺農地から 施設までの距離	東側の農地からの距離		m		
		西側の農地からの距離		m		
		北側の農地からの距離		m		
		南側の農地からの距離		m		
	施設の被覆材	素材の名称				
		光を透過する素材か		透過する ・ 透過しない		
	施設の構造					
	施設の設置に係る 工事の時期等	工事着工時期		年 月		
工事完了時期		年 月				
栽培開始時期		年 月				
3 施設を設置 することによって 生ずる周辺農地へ の被害の防除措置 の概要						

4 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称			
	許認可等の申請の有無			
	許認可等の時期			
	許認可等の担当部局			
5 届出に当たり同意する事項	☐ 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 ☐ 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。			
6 法人の場合業務の内容				
7 備考				

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって 30cm 以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には ☐ をチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、
ア 農作物の栽培が行われていない場合
イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね 2 割以上縮小している 場合
のいずれかに該当する場合をいいます。
これらに該当した場合には、法第 44 条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第 4 条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

様式第 2 号

農地法施行規則第 8 8 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する営農に関する計画

年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地 番	面 積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
計		m ²

2 施設における営農に関する計画書

(1)施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	m ²											
(2)施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3)年間の農作物の栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容												
(4)施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金		その他		合計		補助事業の名称及び担当部局					
	千円	千円		千円		千円							
(5)施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

(記載要領)

- 1 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 2 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 3 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。

同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第43条第1項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
計		m ²	

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、☐をチェックしてください。

☐① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ること。

☐② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、

ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ 原状回復の費用は誰が負担するか

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるかについて、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

受理通知書

千市 (農) 第 号
年 月 日

届出者 様

千葉市農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第 43 条第 1 項の規定による届出についてはこれを受理し、年 月 日にその効力が生じたので、下記により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
					m ²
					m ²
					m ²
	届出者が有する土地の権利の種類				
3 届出書が到達した日					

(留意事項)

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。

不 受 理 通 知 書

千市（農）第 号
年 月 日

届出者 様

千葉市農業委員会会長

年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第 43 条第 1 項の規定による届出については、不受理としましたので、下記のとおり通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
					m ²
					m ²
					m ²
					m ²
	届出者が有する土地の権利の種類				
3 不受理とした理由					

(教示)

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第 2 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に名宛人を千葉市農業委員会会長とした審査請求書(同法第 19 条第 2 項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉市農業委員会会長に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から 3 月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、千葉市を被告として(訴訟において千葉市を代表する者は千葉市農業委員会会長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から 6 箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農地法第44条の規定による勧告書

千市 (農) 第 号
年 月 日

住所
氏名

様

千葉市農業委員会会長

貴殿は、農地法第 43 条第 1 項の規定による届出に係る同条第 2 項に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないことから、同法第 44 条の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第4条第1項の規定に違反することとなり、同法第51条第1項の規定に基づく原状回復命令等の措置が講じられる可能性がありますので、御留意願います。

記

1 農作物栽培高度化施設が設置されている土地の所在等

所在・地番	面積(m ²)

2 勧告の理由

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「4 措置を講ずべき期限」は、原則、勧告日から6月後の年月日を記載する。